

第5章 標準給与及び加算給与

(標準給与及び加算給与)

第45条 この基金は、加入員の給与の額に基づき、標準給与及び加算給与を定める。

(給与の範囲)

第46条 標準給与の基礎となる給与の範囲は、次の各号に掲げる標準給与の区分に応じ、当該各号に定める範囲とし、法第129条第2項に規定する事業所で受ける給与の範囲についても同様とする。

- (1) 報酬標準給与 法第3条第1項第3号に規定する報酬の範囲
- (2) 賞与標準給与 法第3条第1項第4号に規定する報酬の範囲

(標準給与の基準)

第46条の2 標準給与は、加入員の給与の額に基づき、法第20条に規定する標準報酬月額及び法第24条の4に規定する標準賞与額の例によって定める。

(給与の額の算定方法並びに標準給与の決定及び改定の方法)

第46条の3 給与の額の算定方法並びに標準給与の決定及び改定の方法については、法第21条から第25条までの規定の例による。

2. 前項の規定にかかわらず、第49条第1項に規定する平均標準給与額及び同条第2項に規定する減額相当額の各々の算定の基礎となる標準給与の決定の方法については、法第21条から法第26条までの規定の例による。